

山梨県カーリング協会 細 則

第 1 章 総則

第 1 条 この協会の組織、運営に関する細則を規定する。

第 2 章 会員の権利・義務

(加入基準)

第 2 条 ①会員は、次に定める基本会費並びに競技者登録料を納入する義務がある。
基本会費 年間 年度ごとに理事会で算定し総会で承認を得る。
競技者登録料 年間 年度ごとに理事会で算定し総会で承認を得る
②この義務を履行していない場合は、当該年度の当協会主催の大会に出場
することができない。

第 3 章 事業

(理事長)

第 3 条 理事長は、次の事務を扱う。
① 役員会、理事会に関すること。
② 事務局の運営に関すること。
③ 県内カーリング協会の連絡調整に関すること。
④ 調査及び契約に関すること。
⑤ 本財政、予算及び決算に関すること。
⑥ 会計及び各事業部の収支に関すること。
⑦ 事業部の連絡調整に関すること。

(会計)

第 4 条 会計は事務局に属し、次の事務を扱う。
① 協会の経理に関すること。
② 各事業部の収支に関すること。

(執行部)

第 5 条 執行部は、次の事業を扱う。
① 加入及び競技者登録に関すること。
② 規約その他諸規定に関すること。
③ この協会及び上部団体の主催、主管、後援競技に関すること。
④ スポンサーに関すること。
⑤ マスコミ取材対応に関すること。
⑥ 講習会等の渉外に関すること。
⑦ 協会の運営に関すること。

(指導普及事業部)

第 6 条 指導普及事業部は、次の業務を扱う。

- ① 初心者講習会及び指導普及に関する事。
- ② 国内競技会への選手派遣に関する事。
- ③ 選手の強化、技術向上に関する事。
- ④ スポーツ医学に関する事。
- ⑤ 審判に関する事。
- ⑥ 競技規則に関する事。
- ⑦ 競技会の企画運営に関する事。

第4章 登録

(競技者登録)

- 第7条
- ① この協会の登録競技者とは、山梨県に居住し、勤務し、または在学している者で会員か或いは所属する加入団体を有するアマチュアで、参加審査を経て、本協会に登録されたものをいう。
 - ② 第1項に当てはまらない場合は、理事2名の推薦により、理事会の承認を得、且つ推薦理事の責任に於いてこの協会に登録することができる。
 - ③ 外国籍を有し引き続き3ヶ月以上居住する者は、第1項同様の扱いとする。

第5章 山梨県カーリング選手権

(大会)

- 第8条 この大会は、関東中部大会の県予選を兼ねることとする。

(出場基準)

- 第9条 この大会に出場するには、以下の条件を満たしていることとする。
- ① 期間内に、協会に登録をしたチームであること。
 - ② チーム内の半数以上が県の登録競技者であること。
 - ③ チーム全員が、JOC 競技者登録会員であること。

(権利)

- 第10条
1. 優勝したチームには、関東中部選手権への県代表の権利が与えられる。
 2. 代表チームに2名以上の欠員がでた場合、準優勝チームに権利が移る

(補足)

- 第11条 他の事項は、理事会で審議し決定する。